# 特定外来生物の飼養等の取扱細目(告示事項)改正案の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則に基づく特定 外来生物の飼養等の取扱細目の改正案の概要は以下のとおり

#### 1. 告示の概要

飼養等の取扱細目に関しては、省令の規定に基づき、次の事項を告示で定める。

- 特定飼養等施設の基準の細目(施行規則第5条第2項)(※)
- 飼養等の許可の有効期間(施行規則第7条第1号)
- O 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間(施 行規則第7条第2号)
- 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法(施行規則第8条第2号)
- 特定外来生物の取扱方法(施行規則第8条第4号)
- (※)特定飼養等施設の基準の細目では、告示の第1条で、施設のタイプを①おり型又は網室型の施設(天井のあるもの)、②擁壁式、空堀式又は柵式の施設(天井のないもの)、③運搬に用いる施設、④水槽又はこれに類する施設、⑤人工池沼型の施設、⑥網いけす型の施設、⑦屋内栽培施設、⑧ほ場型施設の8タイプに区分し、それぞれの施設ごとに満たすべき要件を規定している。

さらに、第2条各号で特定外来生物ごとに上記のうちどのタイプの施設における飼養が 許容されるかを定めている。

#### 2. 今回の改正点

今回特定外来生物に指定される3種類の外来生物の飼養等の取扱細目の案を検討するに当たっては、これらの生物の特徴及び飼養等の実態を踏まえ、既に指定されている特定外来生物の飼養等の取扱細目を参考に、以下の考え方に基づき定めることとする。

### (1) クモテナガコガネ属及びヒメテナガコガネ属

指定済のテナガコガネ属等と同等の細目とし、移動用施設又は水槽型施設等(いずれも施錠設備に関する規定は適用しない)を許可の対象とする。

## (2) セイヨウオオマルハナバチ

施設栽培における農業用資材としての利用の実態があることを踏まえ、おり型施設等(施設栽培におけるハウス等が該当)、移動用施設(流通時における巣箱等が該当)又は水槽型施設等(いずれも施錠設備に関する規定は適用しない)を許可の対象とし、学術研究及び生業の維持の目的で飼養等をする場合は、個体数報告について、台帳管理方式による一括の個体数報告も可能とする。また、飼養等しないこととした

個体は確実に殺処分することとする。その他の取扱細目については他の無脊椎動物に 準ずることとする。

### (3) その他

- ア) 既に指定されている特定外来生物のうち、グリーンアノール、ブラウンアノール、オオヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、シロアゴガエル及びウシガエルについて、飼養等している個体数の変更の届出の際に、識別措置に係る情報を併せて届け出ることとする規定を廃止する。
- イ)「おり型施設等」の記載の見直し(網室に関する規定)

おり型施設等に含まれる網室型の施設について、基準中の「金網の目」を「網の目」 に改正し、金属製以外の網の使用も可能とする。

# (参考)

# 特定外来生物追加指定対象種一覧

分類群	種名		種類数
昆虫類	クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ		2属、1 <u>種</u>
	合	計	2属、1種
			(3種類)